2023年１１月号

社会保険労務士

ＷＡＶＥ事務所便り

連絡先：〒501－3232
関市桜本町 2-32-4　エレガンスみやもと 302
電 話：0575-24-3757　　FAX：0575-24-3757
ｅ－ｍａｉｌ：hata50911@gmail.com

「年収の壁」への当面の対応・支援強化パッケージの詳細が発表されました

厚生労働省は、労働者が社会保険料の負担による手取り収入の減少を避けるために就業調整をする、いわゆる「年収の壁」問題への当面の対策として、支援強化パッケージの詳細を発表しました。パッケージは、10 月から順次実施されます。

◆106 万円の壁への対応

・キャリアアップ助成金のコースの新設

短時間労働者を新たに被保険者とする際に、労働者の収入を増加させる取組みを行った事業主は、一定期間助成（労働者１人当たり最大 50 万円）を受けることができます。

助成対象の取組みには、賃上げや所定労働時間の延長のほか、保険料負担に伴う手取り収入の減少分に相当する手当（社会保険適用促進手当）の支給も含まれます。

・社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

事業主は、当該労働者に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給できます。また、労使双方の保険料負担を軽減する観点から、社会保険適用促進手当については、労働者負担分の保険料相当額を上限として、最大２年間、標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しません。

◆130 万円の壁への対応

・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

直近の年間収入が、被扶養者の認定の要件である 130 万円を超える見込みとなった場合、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等に加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、直ちに被扶養者認定を取り消されることはなく、総合的に将来収入の見込み額から判断し、迅速な認定を受けることができます。

◆配偶者手当への対応

・企業の配偶者手当の見直し促進

令和６年春の賃金見直しに向けた労使の話し合いの中で、中小企業においても配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。また、各地域で開催されるセミナーで説明、中小企業団体等を通じての周知活動を行います。

【いわゆる「年収の壁」への当面の対応について（令和５年９月27 日　全世代型社会保障構築本部決定）】
https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001150697.pdf

中途採用は即戦力重視の傾向が顕著～マイナビ「中途採用実態調査（2023 年）」より

株式会社マイナビが、2023年１～７月に中途採用を行った企業の人事担当者を対象（有効回答数 1,600 件）に「中途採用実態調査」を実施し、その結果を公表しました。

◆「即戦力の補充」のため、中途採用を実施

まず、直近半年（2023年１～７月）の正社員の過不足感について、「余剰」が27.3%（前年比1.9ポイント増）、「不足」が43.1%（前年比0.2ポイント減）となり、人手不足の状況が変わっていないことがわかります。また、役職やスキル別では、「スペシャリスト人材（ＩＴ人材など）」の不足が最も多く47.9%でした。

中途採用を実施した理由についての質問では、「即戦力の補充」が48.1%で最も多く、企業は専門的な知識やスキルを持っている人材を求めていることがうかがえます。なお、運輸・物流業では、「労働時間短縮への対応」が33.7%と全体平均より10ポイント以上高く、来年４月からトラックドライバーなどの残業時間上限規制が始まるため、「2024年問題」に向けた人材確保を進めていると考えられます。

◆今後の中途採用活動について

中途採用活動の課題についての質問では、「求職者の質が低い」が 36.3%で最も高く、次いで「入社後、早期退職してしまう社員が増加している」が 30.3%でした。

また、今後の中途採用の意向について、「積極的」が 53.8%（前年比 0.9 ポイント増）で、「消極的」の 8.1%を大きく上回りました。特に経験者採用を積極的に行うという回答（52.1%）も、未経験の採用を積極的に行うという回答（41.6%）を上回りました。

さらに、今後の採用基準については、「書類選考」「面接」ともに「厳しくする予定」と回答した企業が増加しました。企業は今後、より良い人材を厳選して採用していく方針であることも感じられます。

【マイナビ「中途採用実態調査（2023 年）」】
https://www.mynavi.jp/news/2023/09/post_39891.html

11月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

１０日

○　源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○　雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

１５日

○　所得税の予定納税額の減額承認申請書（10 月 31 日の現況）の提出［税務署］

３０日

○　個人事業税の納付＜第２期分＞［郵便局または銀行］
○　所得税の予定納税額の納付＜第２期分＞［郵便局または銀行］
○　健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○　健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○　労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○　外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］